

御中

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 正会員（社員）、賛助会員登録のお願い

2014年11月吉日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会

代表理事 海老澤 恵子



東京都中野区弥生町1-1-1

〒164-0013

TEL/FAX 03-3373-8119

謹啓 時下、ますますご清祥のことお慶び申し上げます。

さて、弊協会は、2007年より取り組んでまいりました「任意団体 超多収穫米普及連絡会」が、国内食糧自給率の向上、国産飼料生産普及活動の大幅拡大を目指して法人化に向けての協議を重ねてまいりましたが、2014年4月1日に「一般社団法人日本飼料用米振興協会」として発足いたしました。

今回の発足にあたりましては、この間、事務局として活動をしてきました海老澤恵子、遠藤和生、若狭良治の三名を設立時社員および理事、監事として登記を行いました。

つきましては、設立協議をしてまいりました約定に基づき、登録社員の募集及および臨時社員総会の開催を開催したいと考えております。

また、法人組織にふさわしい理事会を確立したいと考えております。それに先立ち、理事会設置法人として定款を変更いたします。臨時社員総会では、理事・監事の選出を行いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。また、別紙のとおり、社員・賛助会員登録申込規程を設定しました。

正会員（社員）は社員登録申請と年間会費および加入金の納入をお願いします。

賛助会員の場合は年間会費のみで加入金は必要ありません。

今後、当振興協会の事業収入が継続的に可能な状況になりました際は、社員総会で、年間会費について協議を行いたいと考えております。

つきましては、現在の定款および募集要項をご提供いたしますので、ご検討のうえ、是非とも社員登録あるいは賛助会員登録のご申請を賜りたくお願い申し上げます。

謹白

運営委員会

運営委員代表 海老澤恵子（代表理事）（中野区消費者団体連絡会 副会長）

運営委員 木村友二郎（木徳神領株式会社 グループセールス事業部長）

運営委員 谷 清司（全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 専任部長）、

運営委員 信岡誠治（東京農業大学農学部 畜産学科 畜産マネジメント研究室 准教授）

<http://www.nodai.ac.jp/checkweb/pro/nobuoka/index.html>

運営委員 加藤好一（生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 会長）

運営委員 石澤 直士（株式会社ゼンケイ 代表取締役社長）

運営委員 遠藤和生（理事）

運営委員 若狭良治（監事）（NPO 未来舎 副理事長）

記

1. 社員登録申込規程
2. 社員・賛助会員登録申込書
3. 社員年間会費および加入金の要請
4. 社員総会 ご案内
5. 設立趣意書および法人の基本事業課題
6. 現在の定款（2014年10月16日変更）
7. 定款変更案の提案（理事会規定の創設等（臨時社員総会議案））
8. 事業予算 9.1 事業計画案（骨子） 9.2 事業予算

以上

1. 社員・賛助会員登録申込規程

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 社員・賛助会員登録申込規程

本規定は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会の登録社員および協賛会員となるにあたって必要な要件を定めるものです。当振興協会の定款、第2章「社員」に基づきます。

耕畜連携の更なる発展を期して個人、団体が幅広く参加できる開かれた組織運営を実行します。

正会員は、社員名簿に登録し、社員総会に出席し、審議決定する権限を有する。

賛助会員は、産会員名簿に登録し、社員総会に出席でき、意見を述べるができるが、審議決定の権限は有しない。

I. 正会員を申請する場合

年間会費は、個人2,000円、消費者団体5,000円、事業団体100,000円とします。

加入金は、初年度のみ、個人1,000円、消費者団体2,500円、事業団体50,000円とします。

II. 賛助会員を申請する場合

年間会費は、個人1,000円、消費者団体2,000円、事業団体30,000円とします。

加入金は不要です。

以上

現行定款 第2章

(種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

2. 理事会規定の創設および役員および基金規定の変更提案

現在、一般社団法人日本飼料用米振興協会の定款については、理事会に関する条文がありません。

については、新規の加入いただいた社員を含めて社員総会で理事会条文を加筆した新定款を審議決定したいと考えています。

条文については次の通り提案いたします。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

また、必要な人数を副理事長、常務理事、事務局長等とすることができる。

理事は、社員外（賛助会員を含む）からも選出できる。ただし、社員からの選出を過半数以上とする。監事が2名以上の場合、互選で代表幹監事を選出する。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事、事務局長等は、理事会の決議によって理事の中から定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人は理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事、事務局長等の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事、事務局長（理事）が協議を行い、理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金の返還は、社員総会の決議により返還することができる。

ただし、事業年度に係る貸借対象表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合、その事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの期間に限り、その超過額を返還の限度額とする。

3 解散時の基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

3. 社員および賛助会員登録申込書

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 御中

記入年月日 2014年 月 日

区分（該当する項目を○で囲んでください。）			
正会員	個人	消費者団体	事業団体、組織
賛助会員			

登録申込 組織名称			
登録住所	〒		

連絡実務担当 所属名称			
登録住所	〒		
実務担当者 氏名	役職名		
	氏名	印	
登録連絡先	メール アドレス	@	
	TEL	() - () - ()	
	FAX	() - () - ()	
会費	入会金	円	
	年間会費	円	

注) 入会金および年間会費については、
「一般社団法人 日本飼料用米振興協会 社員・賛助会員登録申込規程」による。
賛助会員は入会金が不要です。

4. 社員年間会費および加入金の要請

御中

請 求 書

金 円也

消費税は含みません（不要です）

但し、一般社団法人 日本飼料用米振興協会の年間会費および入会金（正会員）
一般社団法人 日本飼料用米振興協会への年間会費（賛助会員）

年間会費	円
入会金	円（賛助会員不要）
合計	円

上記の通りご請求申し上げます。

なお、振り込み費用のご負担をお願いいたします。

また、本費用は、会費ですので、消費税はかかりません。

振込期限は、請求後1か月以内。下記金融機関にお振込みください。

振込銀行：三菱東京UFJ銀行（0005）
八王子支店（支店番号：367）

普通預金 口座番号 0454922

口座名義 一般社団法人 日本飼料用米振興協会 代表理事 海老澤恵子
イッパンシャダンホウジン ニホンシリョウヨウマイシンコウキョウカイ
ダイヒョウリジ エビスワケイコ

201 年（平成2 年） 月 日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 印
東京都中野区弥生町1-17-3

TEL 03 - 3373 - 8119



社員 _____ 殿

2014年度 臨時社員総会のご案内

一般社団法人 日本飼料用米振興協会
東京都中野区弥生町1-17-3
TEL 03-3373-8119



謹啓、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人 日本飼料用米振興協会の活動にご理解とご援助、ご鞭撻を賜り感謝申し上げます。

弊協会は、本年4月1日に設立いたしました。この程、新しい社員の皆様をお迎えし、社員総会を開催いたしますことを慶びとすところでございます。

下記の通りの日程にて臨時社員総会を開催し、定款の変更、役員を選出（設立時理事の回線を含めて新たに選出をいたします）、初年度事業計画、事業の決定等の協議、決定を行いたいと存じます。

つきましては、ご多用のことと存じますが、ご臨席のほどお願いいたします。

謹白

記

下記日程は予定です。決定次第ご連絡いたします。

日時：2015年（平成27年） 3月 20日（金） 午後10時～11時（予定）

会場：東京大学農学部1号館8番教室（予定）

議題：登録社員の承認（申請書が提出されましたら、早急に社員登録に努めます）

定款変更

事業計画の審議検定

新役員を選出

2014年度 事業報告及び決算見込み報告

2015年度 事業計画及び事業予算案の審議決定

その他

別紙、出欠の有無について、および欠席の場合の委任状の提出をお願いいたします。

以上

社員総会出欠連絡票

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 臨時社員総会 議長 殿

出欠の連絡をいたします。

私（ _____ ）は、

2015年（平成27年）3月20日（金）（予定）に開催する臨時社員総会に

出席 欠席 いたします。（該当に○）

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 臨時社員総会 議長 殿

委任状

私は、欠席しますので、（議長 あるいは _____）に
審議決定の権限を委任いたします。（氏名欄が空白の場合は議長委任となります）

201 年 月 日

登録申込 組織名称				
--------------	--	--	--	--

連絡担当者 氏名	役職名		氏名	⑩
連絡者部署 および電話等	部署		電話	

6. 設立趣意書および法人の基本事業課題

超多収穫米普及連絡会の一般社団法人格取得に向けた設立趣意書および基本事業課題

2013年4月20日
超多収穫米普及連絡会

設立趣意書

2009年10月に超多収飼料米普及連絡会準備会から発展発足した「超多収穫米普及連絡会」の活動の原点は2007年～08年の世界的な異常気象と早魃下でエタノール需要や新興国での飼料穀物需要の高まりを背景に投機資本の参入による飼料穀物の大暴騰に直面した畜産生産者の危機に連帯する活動でした。

史上稀な畜産危機打開を模索する学習会と農林水産省への要請行動や討論集会を経て共有したのが超多収飼料米の遊休水田での生産拡大を徹底追求していく行動でした。

以後、生活クラブ生協事業連合会、日本鶏卵生産者協会、日本草地畜産種子協会との連携及び東京農業大学畜産マネジメント研究会の教示を受け、飼料米を活かす日本型循環畜産推進交流集会の東京と関西での4回開催や様々な視察・見学・学習活動の蓄積の結果、耕蓄連携による飼料米生産を消費者が支援して普及が推進される耕畜消連携による飼料米の生産・普及活動に発展して全国の地域生協でほぼ7割が飼料米生産支援と普及活動を推進していく広がり貢献できたと認識しています。

勿論、農林水産省が2009年から本格実施した戸別所得補償制度を活用して広がったのですが、超多収飼料米の低経費での生産と流通を促進できる戸別所得補償制度の法制化を実現させる行動がこれまでの活動の到達から展望して共有できたのが2013年3月23日の「飼料米普及推進交流集会」でした。

戸別所得補償制度に収量当助成制度の導入を実現し、超多収飼料米の保管と流通を主食米と切り離して大幅な低経費で実施できる制度を確立させるには粘り強い持続的な活動の広がりが不可欠となります。

その根本目標の達成に向けて継続的な行動を実行していく上で超多収穫米普及連絡会の一般社団法人格の取得が不可欠と認識し行動に至りました。

法人の事業基本課題

一般社団法人 日本飼料用米振興協会は、次の事業課題を実現することを目的とする。

本事業課題に応じて年度の具体的な事業課題を理事会が提案し、社員総会（定時、臨時）で決定する。

一般社団法人 日本飼料用米振興協会の基本事業課題

1. 飼料用米に関する情報発信

① ホームページによる情報発信：

- ・ 飼料用米の生産、栽培技術、専用品種、助成金、検査等の情報
- ・ 飼料用米の給餌による畜産生産に関わる情報

② 交流集会の開催による情報発信：

- ・ 消費者、農業生産者(耕種・畜産)、行政、流通業者、消費者組織、生活協同組合、による情報交換会の開催
- ・ 飼料用米普及推進交流集会の開催(2014年12月～2015年3月の間に開催)
- ・ 各種セミナー(検査、飼料用米栽培技術、畜産生産技術等)の開催

2. 飼料用米及び国内産飼料作物等に関する政策提言

3. 飼料用米育ち畜産酪農品の消費拡大活動

→ 特に量販店や外食への普及

4. 大学等の研究機関による飼料用米の肥培管理などの研究成果に基づく飼料用米の低経費生産を軸とする循環型畜産を普及、定着させる活動

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会と称し、英語表記は“Japan Feed Rice Association”〔略称 JFRA〕（ジャフラ）とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

(目的)

第3条 当法人は、飼料用米、超多収穫米、日本型循環畜産、耕畜連携農業の普及推進と食料自給率の向上を目指し、そのために、飼料用米・超多収穫米の生産・流通・消費およびエコフィード等に関わる国内外での必要な研究活動および振興事業を行うことを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1) 飼料用米・超多収穫米の品質・規格・供給インフラの適正化のための研究交流
- 2) 飼料用米・超多収穫米に関わる規制緩和・普及促進への働きかけ
- 3) 飼料用米・超多収穫米の普及のための振興啓発活動（国内および国際での普及交流集会、技術・学术交流シンポジウム、広報活動等）
- 4) エコフィード（食品残渣発酵飼料）普及に関わる研究と利用振興活動
- 5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する研究振興活動と事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。ただし、正会員の退会届は退会の3ヶ月前に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。なお、当該社員は、異議があるときは書面を社員総会に提出することができ、総会の了解を得て発言することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成と議決権)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別議決として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準ならびに会費の金額
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 定款の変更

- (6) 解散
- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

また、必要な人数を副代表理事、常務理事、事務局長等とすることができる。

理事は、社員外（賛助会員を含む）からも選出できる。ただし、社員からの選出を過半数以上とする。

3 代表理事は、運営の補佐として運営委員会を設置することができる。運営委員は、当協会の趣旨に賛同した個人、団体、企業、大学等より選任する。代表理事は運営委員会の決議を尊重する。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事、事務局長等は理事の中から互選により定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、事業の円滑かつ着実な活動を指導する。

2 副代表理事、常務理事は、代表理事を補佐し、代行する。

3 事務局長等は、当法人の事業実務を執行管理、統括する。

4 事務局長は、事務実務を外部に委託することができるが、その責務を負う。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、当法人の運営に著しく問題が発生した場合及び代表理事、理事に障害が発生した場合は臨時社員総会を開催し、議長に就任し議題を提出し審議することができる。その際、定款第18条の規定に関わらず出席社員の多数で審議確定できる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は原則無報酬とする。ただし、常勤（半常勤を含む）の役員に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の議決をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第7章 解 散

(解散)

第35条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第8 その他

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員)

2. 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都八王子市松が谷2番地1-4

設立時社員 遠藤 和生

東京都中野区弥生町1丁目17番3号

設立時社員 海老澤 恵子

埼玉県さいたま市南区内谷5丁目4番14-1006号

設立時社員 若狭 良治

(履歴)

3. 本定款の制定・改正および実施の履歴は、次のとおりである。

制定 平成26年 3月 6日 実施 平成26年 4月 1日

改正 平成26年10月16日 実施 平成26年10月16日

8. 定款変更案の提案

一般社団法人日本飼料用米振興協会 定款（変更提案）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会と称し、英語表記は“Japan Feed Rice Association”〔略称 JFRA〕（ジャブラ）とする。

（主たる事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

（目的）

第3条 当法人は、食料自給率の向上と飼料用米、超多収穫米、日本型循環畜産、耕畜連携農業の普及推進を目指し、飼料用米・超多収穫米の生産・流通・消費およびエコフィード普及等に関わる国内外での必要な調査研究活動および振興事業を行うことを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1) 飼料用米・超多収穫米の品質・規格・供給インフラの適正化、規制緩和・普及促進のための研究交流
- 2) 飼料用米・超多収穫米の普及のための振興活動（国内外での普及交流集会、技術・学术交流シンポジウム、広報活動等）
- 3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する研究振興活動と事業

（公告）

第4条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

（種類）

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けて正会員となる。
2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けて賛助会員となる。

（経費等の負担）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。ただし、正会員の退会届は退会の3ヶ月前に提出しなければならない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。なお、当該社員は、異議があるときは書面を社員総会に提出することができ、総会の了解を得て発言することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成と議決権)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別議決として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準ならびに会費の金額
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散

- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所へ備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。代表理事を理事長と称する。
また、必要な人数を副代表理事、常務理事、理事事務局長等とすることができる。
理事は、社員外（賛助会員を含む）からも選出できる。但し、社員からの選出を過半数以上とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び常務理事、理事事務局長等は理事の中から互選により定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、事業の円滑かつ着実な活動を指導する。

- 2 副代表理事、常務理事は、代表理事を補佐し、代行する。
- 3 理事事務局長等は、当法人の事業実務を執行管理、統括する。
- 4 理事事務局長は、事務実務を外部に委託することができるが、その責務を負う。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、当法人の運営に著しく問題が発生した場合及び代表理事、理事に障害が発生した場合は臨時社員総会を開催し、議長に就任し議題を提出し審議することができる。その際、定款第18条の規定に関わらず出席社員の多数で審議確定できる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、社員総会の特別議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は原則無報酬とする。ただし、常勤（非常勤を含む）の役員に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の議決をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人は理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事、事務局長等の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事、事務局長（理事）が協議を行い、理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金の返還は、社員総会の決議により返還することができる。

但し、事業年度に係る貸借対象表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合、その事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの期間に限り、その超過額を返還の限度額とする。

- 3 解散時の基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 解 散

(解散)

第42条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が書けたとき。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第9章 その他

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員)

2. 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都八王子市松が谷2番地1-4

設立時社員 遠藤 和生

東京都中野区弥生町1丁目17番3号

設立時社員 海老澤 恵子

埼玉県さいたま市南区内谷5丁目4番14-1006号

設立時社員 若狭 良治

以上、一般社団法人日本飼料用米振興協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する

平成26年 3月 6日

設立時社員 遠藤 和生 印

設立時社員 海老澤 恵子 印

設立時社員 若狭 良治 印

(変更履歴)

制定	平成26年 3月 6日	実施	平成26年 4月 1日
改正	平成26年10月16日	実施	平成26年10月16日
改正	平成2 年 月 日	実施	平成2 年 月 日

9. 1 初年度事業計画と事業予算（案）

初年度事業計画（案）

事務所の開設

当面は、設立時に登記した東京都八王子市松が谷22-1-4
に設定するが、今後の状況判断の上、主たる事務所を社員総会で決定する。

ホームページの開設

<http://www.jfra.or.jp/>（登録済み）を開設する。

定款の定めにより、社団の広告は電子公告とする。（登記済み）

事業計画

超多収穫米普及連絡会の事業を継承し、飼料用米の普及のために消費者、生産者、行政、流通事業者、消費者組織、生活協同組合、農業畜産酪農組織等による意見交流の場を積極的に開催し、経験交流や最新の知見の共有化を目指す

1. 交流集会（シンポジウム・セミナー・交流会等）を開催する。
 - 1) 飼料用米普及推進交流集会の開催（2014年3月に開催予定）
 - 2) 各種セミナー（飼料用米検査、エコフィード、飼料用米耕作等）
 - 3) 必要に応じ、交流集会を開催する。
2. 調査事業等の実施
 - 1) 飼料用米検査事業の可能性及び課題（検査対象の調査・事業採算、問題点の把握）
 - 2) 検査登録者の資格取得および資格取得等の支援
検査員養成研修受講費用 7.5万円×2、登録代等
 - 3) 問題の改善に向けた取組の強化
 - 4) エコフィード等の実情調査と意見交流、見学会やセミナーの開催等
3. 事務局体制の確立整備
 - 1) 事務局体制の整備
 - 2) 事務局経費の明確化
4. その他
 - 1～3項にない事業計画については、（臨時、定時）社員総会に理事会が提案し、承認された場合、事業計画として計上する
5. 財政運営
 - 1) 会費収入を基本財源として、可能性のある事業活動を積み上げる
 - 2) 設定した社員の年間会費は、必要に応じ、社員総会で必要に応じて見直す

以上を初年度事業の骨子とする。

2014年4月1日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会

9. 2 初年度事業計画と事業予算（案）

事業予算案

特記事項

初年度創業費用および事業予算案

会費収入見通し

新規事業（飼料用米検査事業等調査費、エコフィード調査事業費等）

平成26年度(2014年) 一般社団法人日本飼料用米振興協会
損益計算書(予算)

2014年4月1日作成

	科目	金額	備考	発生年月		
総収入	助成金	200,000	西武信用金庫)	2014.12	備考は仮定	
	会費	1,000,000	社員(加入組織年会費)	2014.07	備考は仮定	
	創業費特別会費	500,000	社員(加入組織特別会費)	2014.07	備考は仮定	
	事業収入	200,000				
	協賛金(交流集会所分担金)	200,000	未加入組織協賛金	2014.12	備考は仮定	
	懇親会参加費	150,000	交流集会 12月開催予定	2014.12	備考は仮定	
	セミナー参加費	50,000	未加入組織参加者 @2,000円	2014.12	備考は仮定	
		売上合計	2,300,000			
仕入高	経費合計	2,290,000				
	売上総利益	10,000				
販売費及び一般管理費	理事会、社員総会等会議運営費	200,000	2014年4月～2015年3月		資料印刷代等	
	調査研究・調査費	200,000	2014年4月～2015年3月		現地調査等費用	
	通信交通費	400,000	2014年4月～2015年3月		インターネット等	
	会計事務所顧問料	150,000	2014年4月～2015年3月	2014.12		
	創業費(定款作成、登記代等)	200,000	2014年4月	2014.04		
	飼料用米検査事業調査費用	200,000				
	予備費	300,000	租税公課、事務所諸掛			
	超多収穫米事務局経費小計	1,650,000				
	交流集会所会場使用料	80,000	予定 東京大学弥生講堂	2015.03	備考は仮定	
	交流集会所案内チラシ作成料	35,000	プリントバック(案内チラシ)	2015.03	備考は仮定	
	報告者・要員交通費等謝礼金	165,000	講師・報告者・事務局	2015.03	備考は仮定	
	交流集会所当日資料作成費	200,000	プリントバック(資料集)	2015.03	備考は仮定	
	交流集会所記録作成費	50,000	DVD、写真等	2015.03	備考は仮定	
	試食会・懇親会食材費	30,000		2015.03	備考は仮定	
	試食会・懇親会調理費	80,000	東大生協	2015.03	備考は仮定	
	交流集会所運営費用小計	640,000				
経費合計	販売費及び一般管理費	2,290,000				
	営業損益 合計	10,000	営業損益 合計			
営業外収益	受取利息	0	受取利息			
	営業外収益 合計	0	営業外収益 合計			
営業外費用		0				
	経常損益 合計	10,000	経常損益 合計			

平成25年度(2013年) 超多収穫米普及連絡会 損益計算書

2014年3月31日作成

	科目	金額	備 考	発生年月	予 算
売 上 高	助成金	200,000	西武信用金庫)	2013.09	200,000
	協賛金(交流集会分担金)	100,000	日本鶏卵生産者協会	2014.02	300,000
	協賛金(交流集会分担金)	100,000	全国農業協同組合連合会	2014.02	
	協賛金(交流集会分担金)	100,000	生活クラブ生協事業連合会	2014.02	
	協賛金(交流集会分担金)	100,000	ハルシステム生活協同組連合会	2014.02	
	協賛金(交流集会分担金)	50,000	中央畜産会	2014.02	
	協賛金(交流集会分担金)	5,000	内外食品	2014.02	
	協賛金(交流集会分担金)	24,840	TOKYO X アソシエーション	2014.02	
	懇親会参加費	144,000	3000円×48名	2014.03	150,000
	普及連絡会負担金	0			110,000
	売 上 合 計	823,840			760,000
仕入高	経費合計	736,889			760,000
	売 上 総 利 益	86,951			0
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	交流集会運営経費	102,227	2013年4月～2014年3月		35,000
	調査研究・調査費	16,000	2013年4月～2014年3月		
	超多収穫米事務局経費小計	118,227			35,000
	交流集会会場使用料	26,900	東京都八王子労政会館	2014.03	35,000
	交流集会案内チラシ作成料	39,720	プリントバック	2014.02	150,000
	報告者・要員交通費等謝礼金	165,000		2014.03	125,000
	交流集会当日資料作成費	200,000		2014.03	300,000
	交流集会記録作成費	50,000	DVD、写真等	2014.03	15,000
	試食会・懇親会食材費	57,042		2014.03	30,000
	試食会・懇親会調理費	80,000	ワーカーズコープ	2014.03	70,000
	交流集会運営費用小計	618,662			725,000
経費合計	販売費及び一般管理費	736,889			760,000
	営業損益 合 計	86,951	営業損益 合 計		0
営業外収益	受取利息	0	受取利息		0
	営業外収益 合 計	0	営業外収益 合 計		0
営業外費用		0			0
	経常損益 合 計	86,951	経常損益 合 計		0

一般社団法人の基金について

一般社団法人は、設立に際して財産の拠出を必要とはされていませんが、活動の原資となる資金調達的手段として、「基金制度」が設けられています。

基金とは、社員や社員以外の人から法人の責任財産となる財産の拠出を受け、法人の「基礎財産」になるものです。

ただし、「出資」とは異なり、基金は、一定の要件や合意の元に、返還義務を負います。完全に法人の財産となるわけではありません（基金の返還については後述します）。

安定的な運営、財産的基礎を維持・確保する為に、基金を設置する法人も多いと思われます。

一般社団法人設立には基金の拠出が絶対に必要だと思われる方もいますが、株式会社の資本金などとは異なり、基金は必ず設けなければならないわけではありません。

基金の設置、非設置はあくまでも当該一般社団法人の任意です。

任意とは言っても、いきなり基金の募集はできません。募集の前段階として、定款に、基金に関する条項を新たに定めなければなりません。社員総会の特別決議が必要になります。

もちろん、設立時に既に定款に基金に関する規定を設けている場合は、この限りではありません。

なお、基金制度を一度でも採用した場合、それを廃止することはできませんので、注意が必要です。

基金制度を採用する場合の手続き

基金制度を採用する場合は、基金の拠出者に関する規定や基金の返還手続きの方法などを定款に定めておかなければなりません。

基金の額について、制限はありません。金銭以外のもの（不動産や動産）も基金とすることができます。

なお、現物出資財産を拠出の目的とした場合は、原則として、その価額調査のために裁判所に対して検査員の選任申し立てが必要となります。ただし、現物出資財産が次に掲げる場合には検査役による調査は不要です。

価額の総額が 500 万円を超えない場合。

市場価格のある有価証券で市場価格を超えない場合。

価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。)の証明を受けた場合。

一般社団法人に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る)であってその簿価を超えない場合。

基金の募集方法とその拠出の方法

基金を募集する場合、その都度、募集に係る基金の総額等、募集事項を定め、募集に応じて基金の拠出を行おうとするものに対し、募集事項を通知しなければなりません。(※募集事項を定めるには社員全員の同意が必要になります。)

基金の拠出をする人は、募集事項等に記載されている期日内に、自分が拠出する基金を払い込みます。

<基金の募集事項> (一般社団法人法第 132 条)

- ・募集に係る基金の総額
- ・金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨、並びに当該財産の内容及びその価格
- ・基金の拠出に係る金銭の払い込み期日又は期間

基金募集手続きの大まかな流れ・フロー

定款へ基金の規定の設置 (定款に基金の定めがない場合) **既に規定あり**
募集事項の決定 (募集に係る基金の総額や払込み又は給付の期日又はその期間等)
基金の引受申し込みをしようとする者への募集事項その他の基本事項の通知
基金引受人による基金の申し込み
基金の引受人による基金の払込または給付

基金の返還について

事業年度に係る貸借対象表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合、その事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの期間に限り、その超過額を返還の限度額として、基金の返還をすることが可能です。

※基金の返還に係る債権には利息を付けることはできません。

尚、基金を返還するには定時社員総会の決議が必要となります。